

取締役・監査役の選解任の方針

シグマ光機株式会社
2021年9月22日制定
2022年7月1日改定

<取締役・監査役の選解任>

1. 取締役・監査役の選任基準

取締役・監査役の各候補者の選任基準は以下のとおりとする。

- (1) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献する資質と強い意欲を備えていること
- (2) 人格、知識、見識に優れ、高い遵法精神と倫理観を有し、職務の執行に際しては善管注意義務、忠実義務を適切に果たすこと
- (3) 他の兼職の状況等を勘案しても、職務を適切に果たすために必要となる時間と労力を割くことができること
- (4) 社外役員においては、企業経営、内部統制、法令遵守、財務・会計、法律等のいずれかの分野、又は当社グループの属する業界における高い見識、豊富な経験を有し、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有するとともに、出来るならば当社が定める独立性判断基準を満たすことが望ましい

2. 指名・選解任の手続き

- (1) 取締役・監査役の選解任は株主総会の決議による。
- (2) 株主総会に提案する取締役候補者は、取締役会が任意の指名委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会での検討・審議を経て、取締役会において決定し指名する。
取締役候補者の指名にあたっては、上記選任基準や取締役会の構成に関する考え方、当社が独自で作成するスキル・マトリクスとエクスペリエンス・マトリクスの充足状況等を踏まえ、取締役会にて十分な審議の経たうえで決定し指名する。
- (3) 株主総会に提案する監査役候補者は、取締役会が任意の指名委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会での検討・審議を経て、取締役会において決定し指名する。
監査役候補者の指名にあたっては、上記選任基準や監査役会の構成に関する考え方、当社が独自で作成するスキル・マトリクスとエクスペリエンス・マトリクスの充足状況等を踏まえ、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて十分な審議の経たうえで決定し指名する。
- (4) 取締役・監査役が、その任期中、上記選任基準に定める資質を満たさなくなった場合、不正な行為あるいは当社の信用を損なう行為があると認める場合、又は、取締役もしくは監査役として適格性に欠くと判断する場合は、特別利害関係取締役を除く取締役会にて解任について十分に審議し、必要な場合は法令に基づき株主総会へ提出する議案の内容を決定する。

3. 取締役会・監査役会の構成に関する考え方

- (1) 取締役・監査役の選任にあたっては、取締役会、監査役会それぞれの多様性に配慮する。
- (2) 取締役会は、スキル・マトリクスとエクスペリエンス・マトリクスとに照らして、各取締役・監査役の有する多様な知識・見識や経験をもって取締役会・監査役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任が果たせるべく構成するよう努める。
- (3) 監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者とする。

以上